

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 会社を設立したときの届出書類

Q : 会社を作る準備をしています。設立したときには、税務署への届出は必要ですか。

A : 法人設立届出書などの提出が必要です。

【解説】

法人を設立した場合には、納税地の所轄税務署長に「法人設立届出書」を設立の日以後2か月以内に提出しなければなりません。この届出書には、納税地、事業の目的、設立の日などを記載し、①定款等の写し、②登記簿謄本、③株主等の名簿、④現物出資者名簿、⑤設立趣意書、⑥設立時の貸借対照表などの添付が必要です。

このほか、「給与支払事務所等の開設届出書」を事務所等を開設した日から1か月以内に提出しなければなりません。給与等の支給人員が常時10人未満であるときは、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出すれば、年2回にまとめて源泉所得税を納付する特例の適用が受けられます。

また、設立以後の各事業年度の法人税の申告のために必要があるときは、「青色申告の承認申請書」「棚卸資産の評価方法の届出書」「減価償却資産の償却方法の届出書」「有価証券の評価方法の届出書」なども提出することになります。

ちなみに、都道府県、市町村についても、設立に関する届出書(申告書)に必要な事項を記載し、①定款等の写し、②登記簿謄本、③株主等の名簿などを添付して、それぞれの都道府県、市町村で定めた日までに提出しなければなりません。

